

# 緑づくりに取り組んでみませんか みどりの助成制度

みどりを守り、増やす取り組みをしている方を支援する制度です。ぜひご活用ください。  
【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924・☎(3209)5595へ。

## 屋上等緑化への助成

既存の建物または敷地面積1,000㎡未満の新築・改築工事で、建物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費の一部を助成します。

【助成額】表1のとおり

※「屋上緑化等推進モデル地区」に指定している新宿駅周辺地域では、助成単価・限度額を増額して助成します。

## 接道部緑化への助成

道路に面した敷地に新たに長さ2m以上の生垣等をつくる方に、工事費の一部を助成します。生垣の設置と同時にブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の一部も助成します。

【助成額】表2のとおり

※「みどりの推進モデル地区」に指定している単筒地域では、助成単価・限度額を増額して助成します。

■表1 屋上等緑化助成

種別		助成額 (①②のいずれか低い額)	助成 限度額
屋上緑化 (1㎡以上)	土の厚さが30cm未満	①工事費の2分の1 ②1㎡につき1万5,000円	30万円
	土の厚さが30cm以上	①工事費の2分の1 ②1㎡につき3万円	
壁面緑化 (3㎡以上)	—	①工事費の2分の1 ②1㎡につき5,000円	10万円

■表2 接道部緑化助成

種別		助成額 (長さ1㎡につき)	助成 限度額
生垣	高さ1m~1.5m未満の樹木による植栽	1万2,000円	30万円
	高さ1.5m以上の樹木による植栽	1万5,000円	
植樹帯	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ1m以上の樹木が長さ2㎡につき1本以上の割合で植栽	5,000円	30万円
	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ3m以上の樹木が長さ4㎡につき1本以上の割合で植栽	1万円	
ブロック塀撤去	万年塀など	5,000円	20万円
	ブロック塀や大谷石塀など	1万円	

## 保護樹木制度

「みどりの文化財」として大きな樹木・樹林・生垣を残していけるよう、区が樹木等を保護指定しています。指定した樹木等には、維持管理費の一部を助成しています。詳しくは、お問い合わせください。

### ■保護樹木等の指定基準

樹木	高さ1.5mの位置で幹周りが1.2m以上
樹林	500㎡以上
生垣	高さ1.2m以上で長さ15m以上

●「自転車安全利用五則」を守りましょう

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 歩道は左側を通行

③ 歩道を通行する場合は、歩行者優先。自転車は車道寄りを行進

④ 安全ルールを守る

▼ 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、▼ 夜間はライトを点灯、

## 5月は自転車月間 知っていますか？ 自転車の正しい乗り方



▼ 交差点では信号を守り、一時停止と安全確認、▼ 傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転の禁止

⑤ 子どもはヘルメットを着用

● 交通安全イベントを開催

自転車の交通ルールを広く周知します。

【日時】5月26日(土)午後0時30分から(雨天中止)

【会場】新宿通り(新宿三丁目交差点~大ガード)

【内容】スタントマンによる交通安全教室、車両展示ほか

【主催】新宿警察署、新宿区ほか

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265へ。

# 第1期 6月1日(金)~29日(金) 先着15世帯 多世代近居同居助成・次世代育成転居助成

区内に住む親もしくは子世帯と新たに近居・同居する場合や、義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が区内で住み替えをする場合に、掛かった費用の一部を助成します。

## 多世代近居同居助成

区内で新たに近居または同居する子世帯と親世帯のうち移動する世帯に、初期費用(引越代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)を助成します(既に近居の状態にある方は、新たに同居する場合のみ)。

※今後の募集は新宿区ホームページ等でご案内します。

※いずれも住み替え先の住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です。ただし、第1期に限り、「予定登録申請」を省略できる場合があります。申し込み方法、要件等詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・☎(3204)2386へ。

## 次世代育成転居助成

区内で民間賃貸住宅に住み替える義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯の転居による家賃の上昇分(月3万5,000円を限度・最長2年間)と、引越代(10万円を限度)を助成します。



## ご活用ください

# 分譲・賃貸マンションの管理のための支援制度

マンションの良好な居住環境を長く保つためには、定期的に修繕を行うなど、適切に管理することが必要です。マンションの維持管理は賃貸の場合は所有者、分譲の場合は区分所有者によって構成される管理組合の自主的な取り組みに委ねられることが基本です。区では、この自主的な取り組みを支援するため、さまざまな事業を行っています。いずれも無料で利用できます。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・☎(3204)2386へ。

## 専門家(※)が相談に応じます

※新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士、弁護士等の資格を持つ方)

### マンション管理相談

新宿区マンション管理相談員が管理組合の運営や建物の維持、保全等の相談に応じます(賃貸は建物の維持・修繕のみ)。相談の2日前(祝日等の場合はその前日)までに住宅課居住支援係へ電話で予約してください。

【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時~2時20分・午後2時30分~3時50分(祝日等を除く)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】区内のマンションの区分所有者ほか

### 新宿区マンション管理相談員の派遣

マンションの管理組合の総会・理事会・専門委員会など区分所有者が集まる場等に派遣します。派遣希望日の2週間前までに、管理組合の理事長名(賃貸は所有者名)で申請書を住宅課居住支援係に提出してください。

【内容】新宿区マンション管理相談員1名を、1回2時間派遣。派遣は同一マンションにつき1年(4月1日~翌年3月31日)に3回まで

## セミナー・交流会も開催しています

※日時等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせします。

### マンション管理セミナー

建物の維持管理・管理組合の運営に関するセミナーです。話題の情報や参加者からのアンケートで要望の多い事例をテーマに、年に分譲は2回、賃貸は1回開催しています。

### マンション管理組合交流会

管理組合同士の連携を強めるための交流会で年2回開催しています。テーマごとに4つの班に分かれ、新宿区マンション管理相談員をコーディネーターとして交えて交流・討論します。

## 街頭労働相談

労働問題全般の相談に応じます。秘密は厳守します。

【日時】5月25日(金)正午~午後5時  
【会場】申込み当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。  
【問合せ】東京都労働相談情報センター ☎(3265)6110へ。

## ミニ菊花展出品者を募集

11月に新宿中央公園で開催するミニ菊花展で展示します。審査・表彰等はありません。  
【対象】区内在住・在勤の方  
【募集作品】菊花鉢(盆養・福助・小菊盆栽)  
【申込み】6月29日(金)までに電話でみどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

## 衣類・和服・毛糸の分別回収

家庭で眠っている衣類(子ども服も可)・和服・毛糸を回収します。衣類と和服は分けてお持ち

## くらし

ちくどさい。靴・かばん、劣化しているものは回収できません。  
【日時】6月14日(木)午後1時~4時  
【会場】問合せ「環境学習情報センター」(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。

## 基礎から学ぶ寄せ植え講座

● 観葉植物で寄せ植えづくり  
【日時】6月22日(金)午前10時~12時・午後1時30分~3時30分  
【講師】星野学/テクノ・ホルテイ園芸専門学校講師  
【費用】2千円(材料費。苗を追加する場合は2千500円)  
【持ち物】筆記用具、園芸用手袋、エプロン、持ち帰り用の袋ほか  
【会場】申込み往復はがきに4面記入例のほか希望時間(午前・午後)の別、苗の追加希望の有無を記入し、6月6日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。各回定員20名。応募者多数の場合は抽選。